

最低賃金と介護産業の労働力不足

発表者 中京大学総合政策学部 大森ゼミ
田中美羽、服部綾乃、眞子竜輝、宮本夢可

目次

- 最低賃金と賃上げ
- 医療・福祉や介護産業を取り巻く環境
- 介護産業の労働力不足
- 政策提案
- 政策比較
- 結び

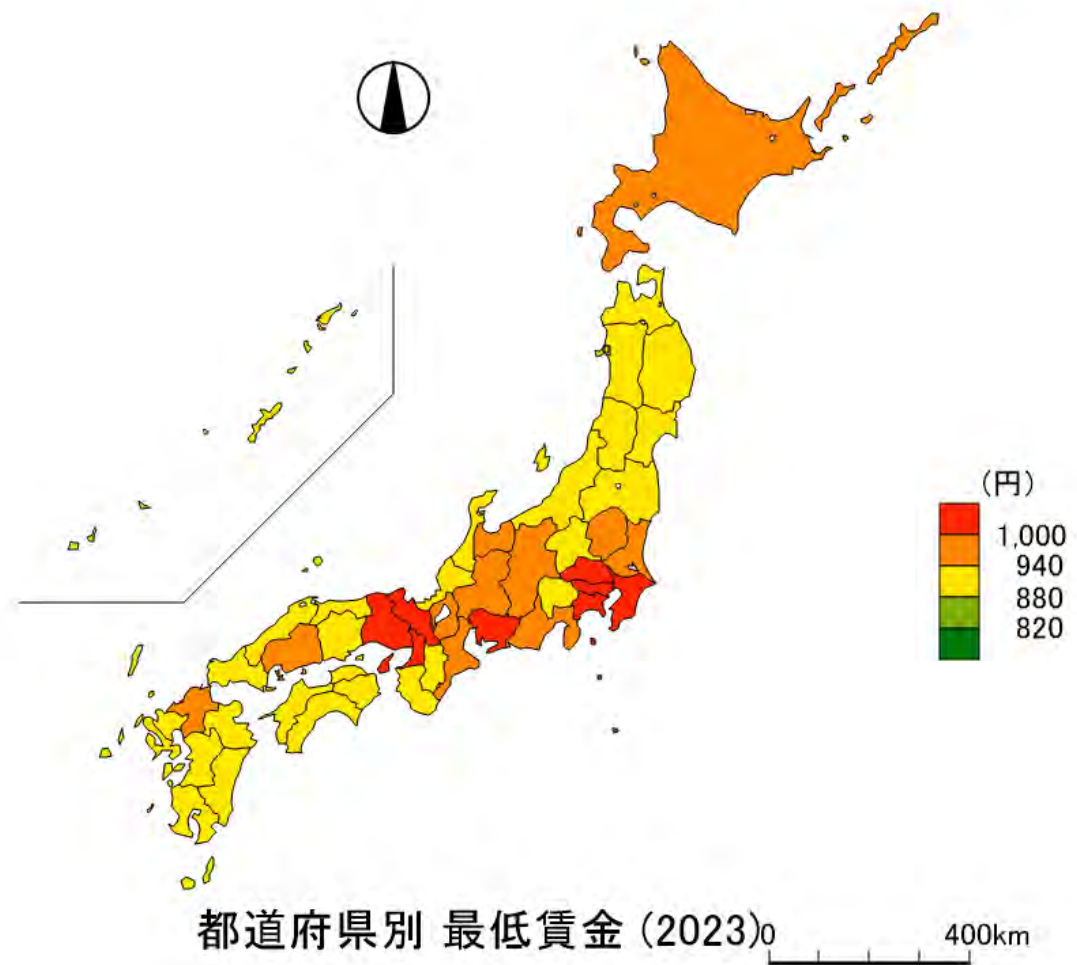


最低賃金制度とは

最低賃金法に基づき、国が賃金の最低賃金を定め、
使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない制度

最低賃金法・・・どのような雇用主でも支払わなければならない労働の最低価格を指定するもの

2023年 都道府県別最低賃金



出典：厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧」 令和5年度地域別最低賃金改定状況

賃上げ平均3.58%

賃上げ平均 3.58%

連合最終集計 30年ぶり高水準

春季交渉'23

連合は5日、2023年夏季労使交渉の最終集

計結果を公表した。基本給を底上げするベースアップ（ベア）と定期昇給（定昇）を合わせた賃上げ率は平均で3.58%と、

前年比で1.51%上昇した。3%を超えたのは29年ぶり、1993年の3.90%以来の高水準となった。

5272組合の回答状況を集計した。物価高が賃上げを後押しした面が強く、持続的な所得の増加につながるかが焦点となる。全体の賃上げ率は2000年以降、1.61〜2.2%の間で推移してきた。賃上げ額は平均で1万560円と前年比で4556円増えた。ベアと定昇を明確に区別できる3186組合で見ると、ベアの引き上げ率は2.12%だった。前年比で1.49

- 賃上げ率は平均で3.58%と前年より上昇。3%越えは29年ぶり。
(賃上げ額は平均10,560円と前年より4556円増加)
- 物価高が賃上げを後押しした面が強く、持続的な所得の増加につながるかが焦点。

新聞記事から

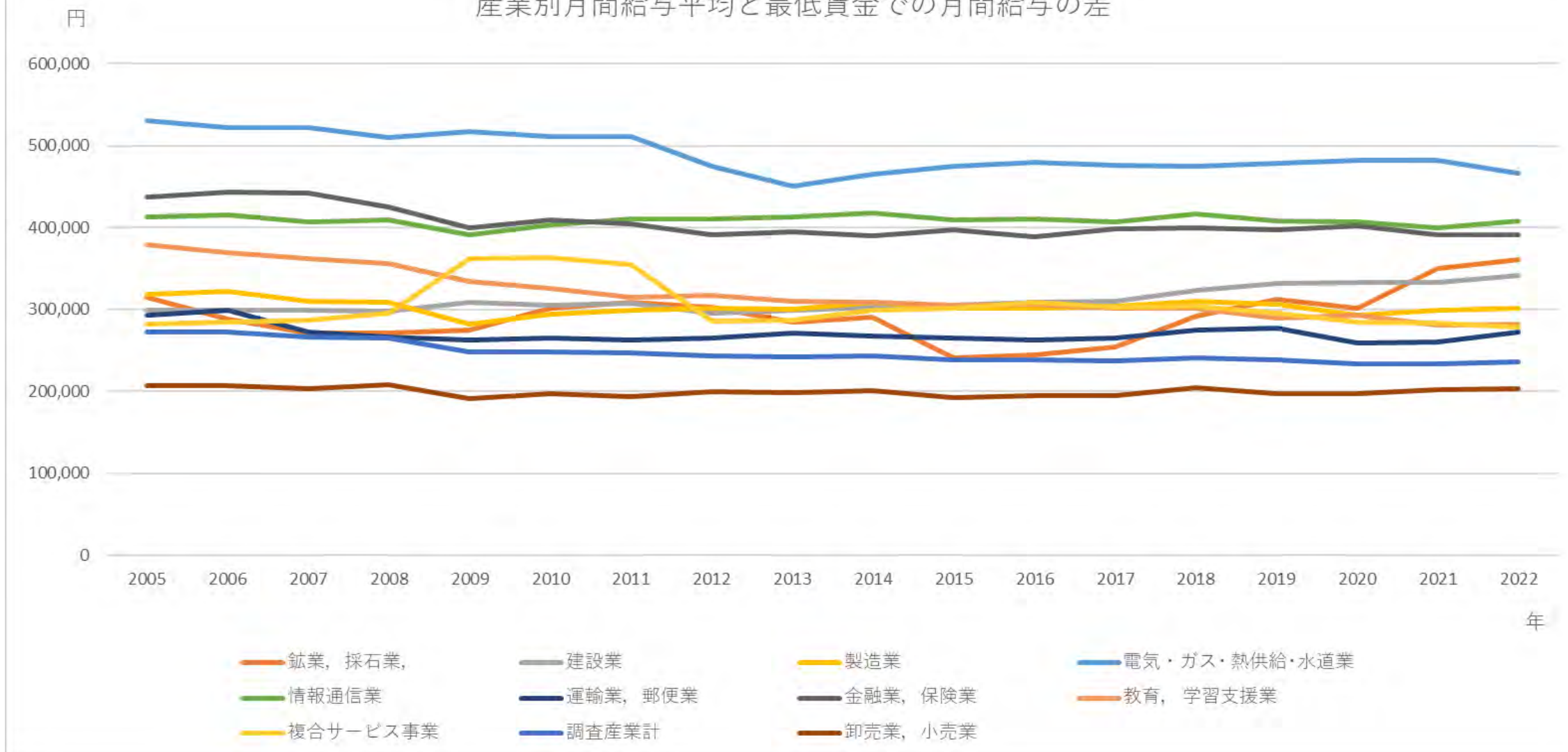
最低賃金と賃上げは実際に関係があるのか



産業別月間給与平均と最低賃金の差を算出した

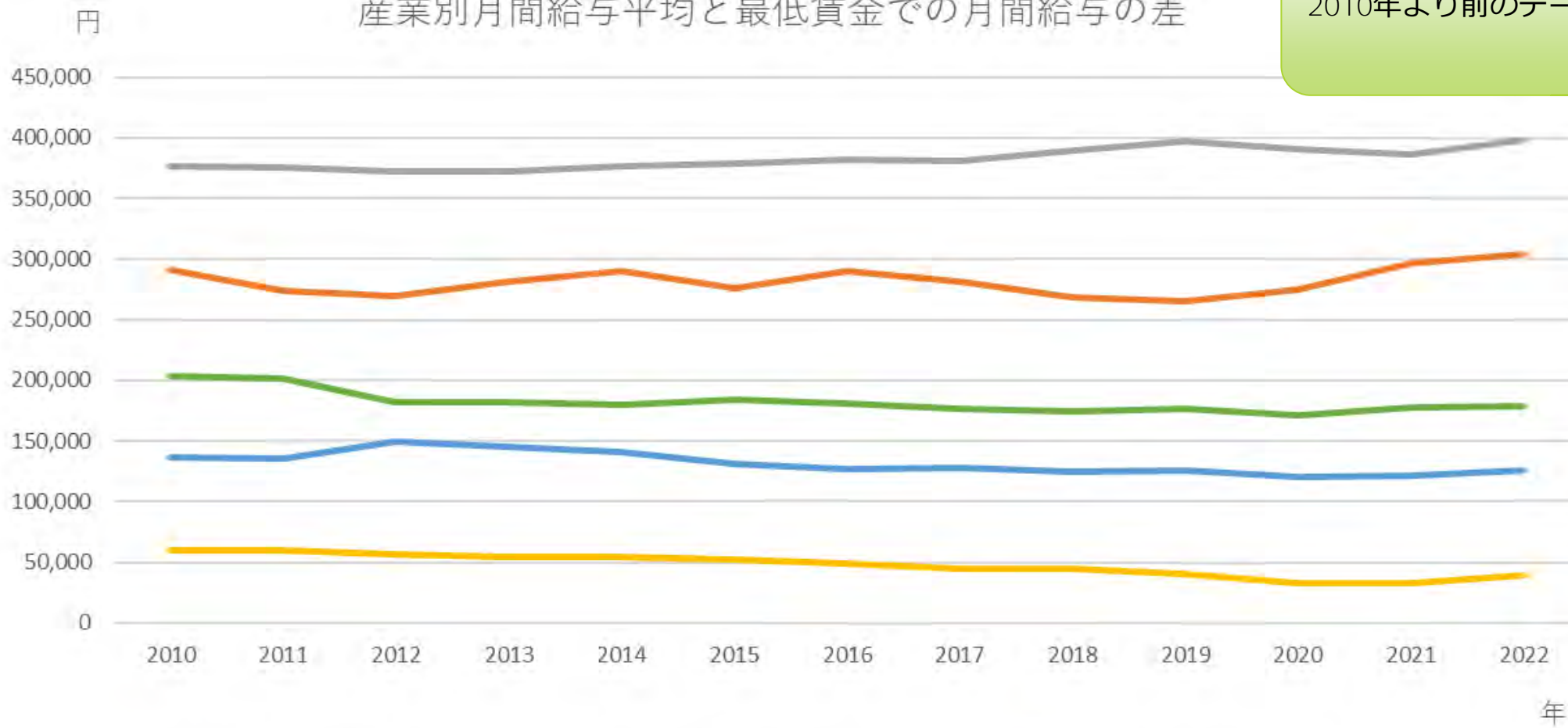
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、「毎月勤労統計調査」、
「地域別最低賃金改定状況」（平成17年度から令和4年度）

産業別月間給与平均と最低賃金での月間給与の差



2010年より前のデータがない産業

産業別月間給与平均と最低賃金での月間給与の差



- 不動産業, 物品賃貸業
- 学術研究, 専門・技術サービス業
- 宿泊業, 飲食サービス業
- 生活関連サービス業, 娯楽業
- サービス業(他に分類されないもの)

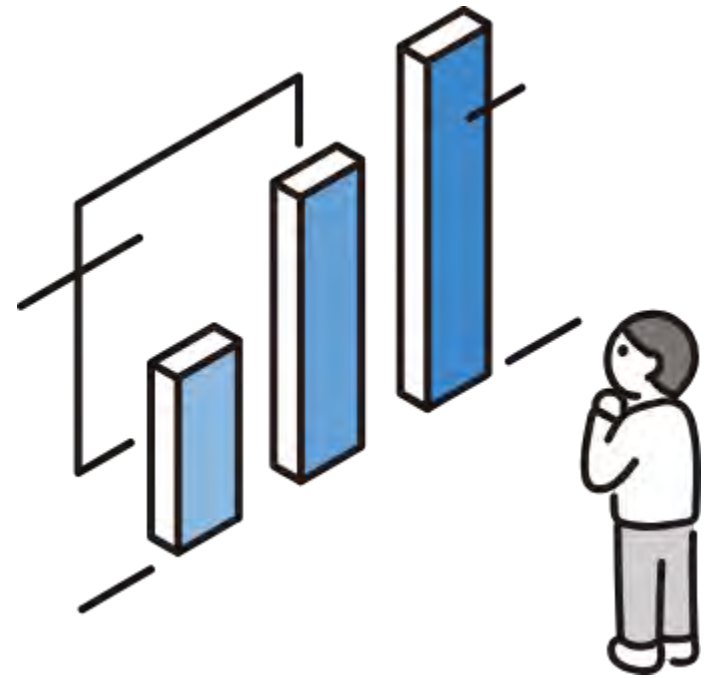
以上のことから

グラフでは、実際に最低賃金が賃上げに影響を及ぼしているかどうか分からない



最低賃金と各産業別平均賃金の回帰分析を行った

回歸分析



回帰分析の手法

- 平均賃金 = 切片 + 傾き × 最低賃金
- 観測数 : 235
- 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、「地域別最低賃金改定状況」、「毎月勤労統計調査」から、2018年～2022年の各都道府県の地域別最低賃金と産業別平均賃金の関係を分析した

分析結果

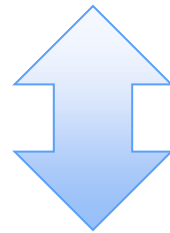
産業	切片	係数	t値	補正R2
医療・福祉	4774.632868	0.208516	18.09193	0.58238
複合サービス事業	3118.655341	0.213767879	12.81745	0.411005
電気・ガス・熱供給・水道業	132511.5305	0.218614954	5.986218666	0.12957702
金融業, 保険業	39745.24192	0.22368082	15.26498758	0.497875462
宿泊業, 飲食サービス業	-66654.51335	0.227251226	23.61349656	0.704021221
サービス業(他に分類されないもの)	-51822.96557	0.227642	11.91921	0.376112
運輸業, 郵便業	-10503.9626	0.228181333	20.05546387	0.631624635
情報通信業	-7191.10327	0.255774901	14.36101864	0.467260247

産業	切片	係数	t値	補正R2
教育, 学習支援業	-26560.93892	0.274253228	15.78766943	0.514775004
不動産業, 物品賃貸業	-132377.8382	0.306461494	25.5269911	0.735481816
卸売業, 小売業	-220342.5714	0.334412011	4.770630995	0.085075899
製造業	-161523.5503	0.334894572	24.26380309	0.715235673
鉱業, 採石業, 砂利採取業	-214959.7693	0.375286741	7.701676622	0.19949595
学術研究, 専門・技術サービス業	-198537.476	0.390815477	17.02280973	0.552389595
生活関連サービス業, 娯楽業	-5318.142484	0.58912	18.3442	0.1929
建設業	-123022.7382	0.590337648	18.39027218	0.327662407

回帰分析の結果から

全ての結果が有意となった

最低賃金が平均賃金に正の影響を及ぼす



回帰分析の結果、最低賃金が上昇すると各産業別平均賃金も上昇する

本研究では医療・福祉産業に焦点を当てる

医療・福祉産業



- ・日本は高齢化社会を迎え、国からの規制が特に厳しい産業
- ・社会保障の役割を担っている

医療・福祉を取り巻く環境



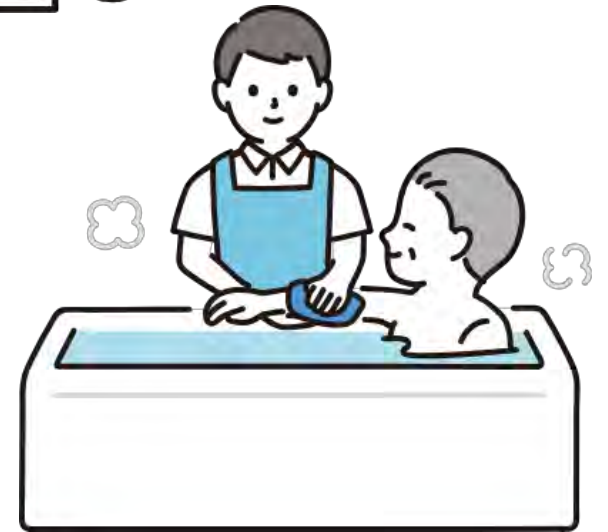
医療・福祉の賃金

平均賃金（2020～2022年平均）



介護職員の賃金が最も低い
↓
介護職員に焦点を当てる

介護産業を取り巻く環境

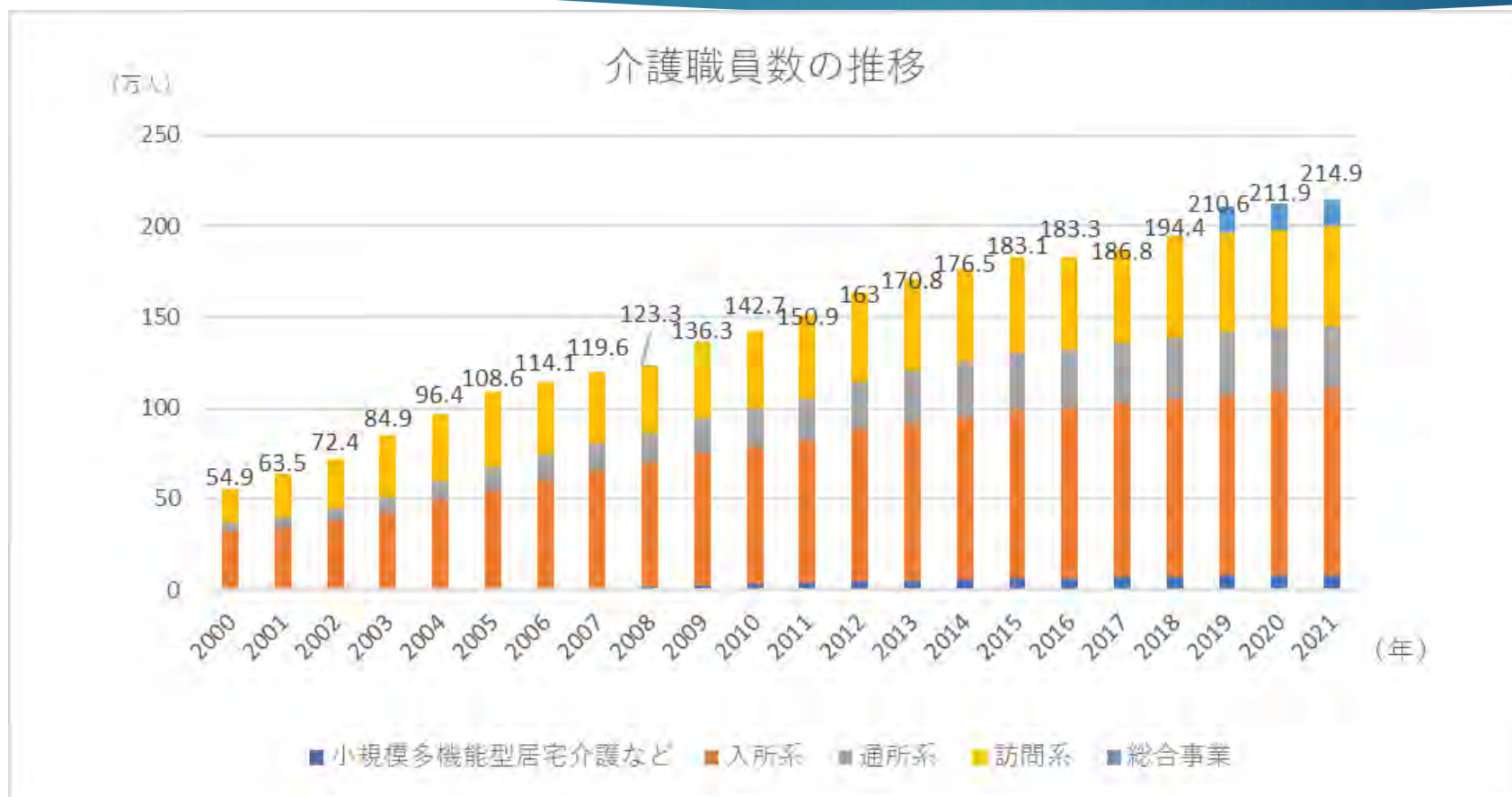


介護職員の必要数



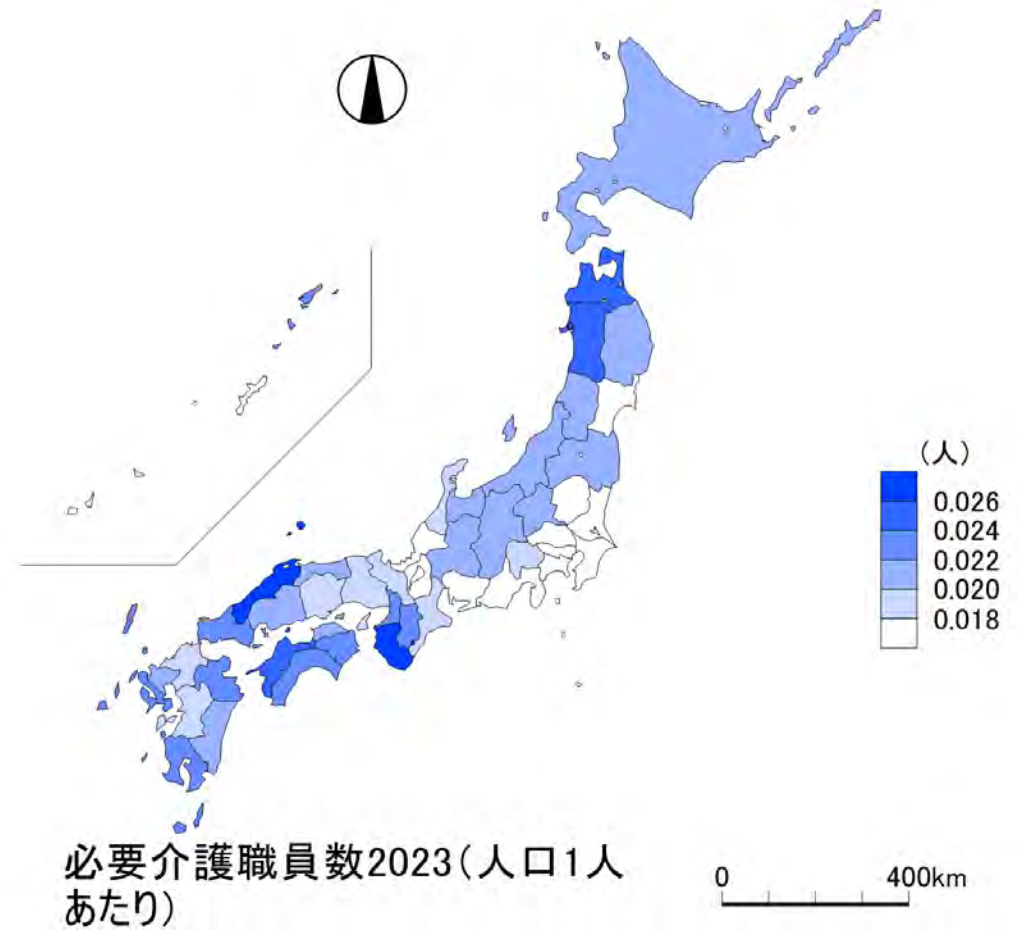
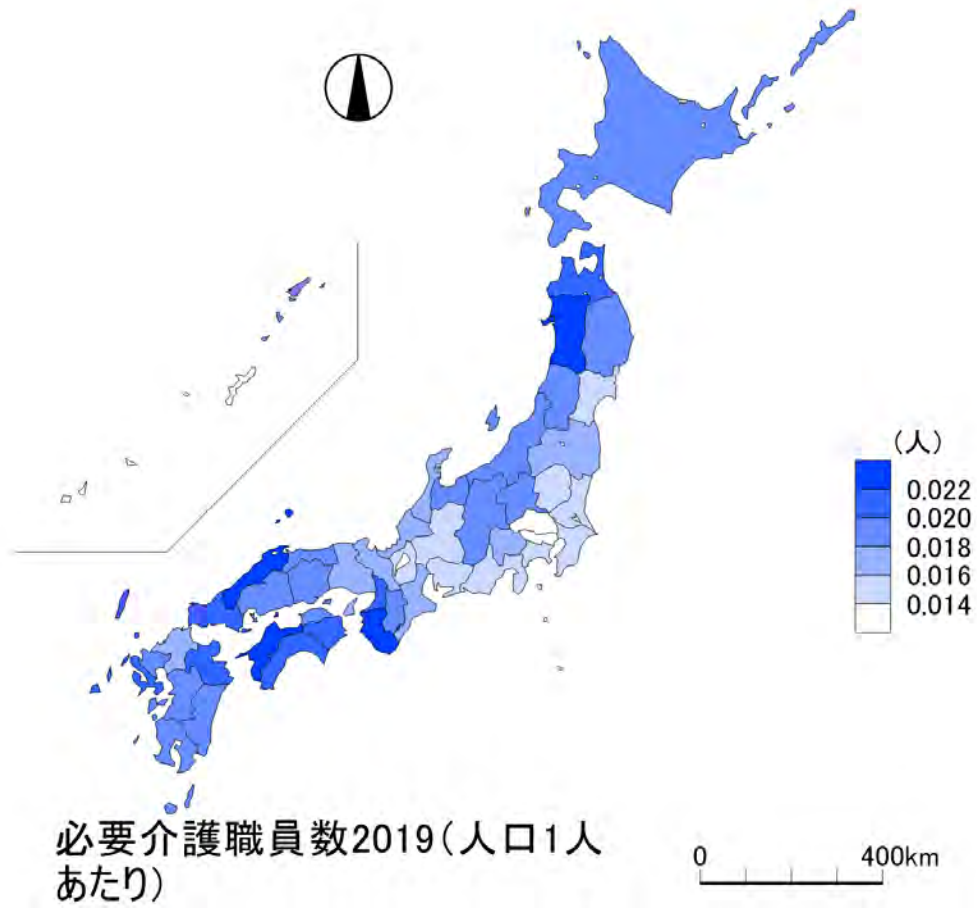
介護職員の必要数は
年々増加している

介護職員数の推移

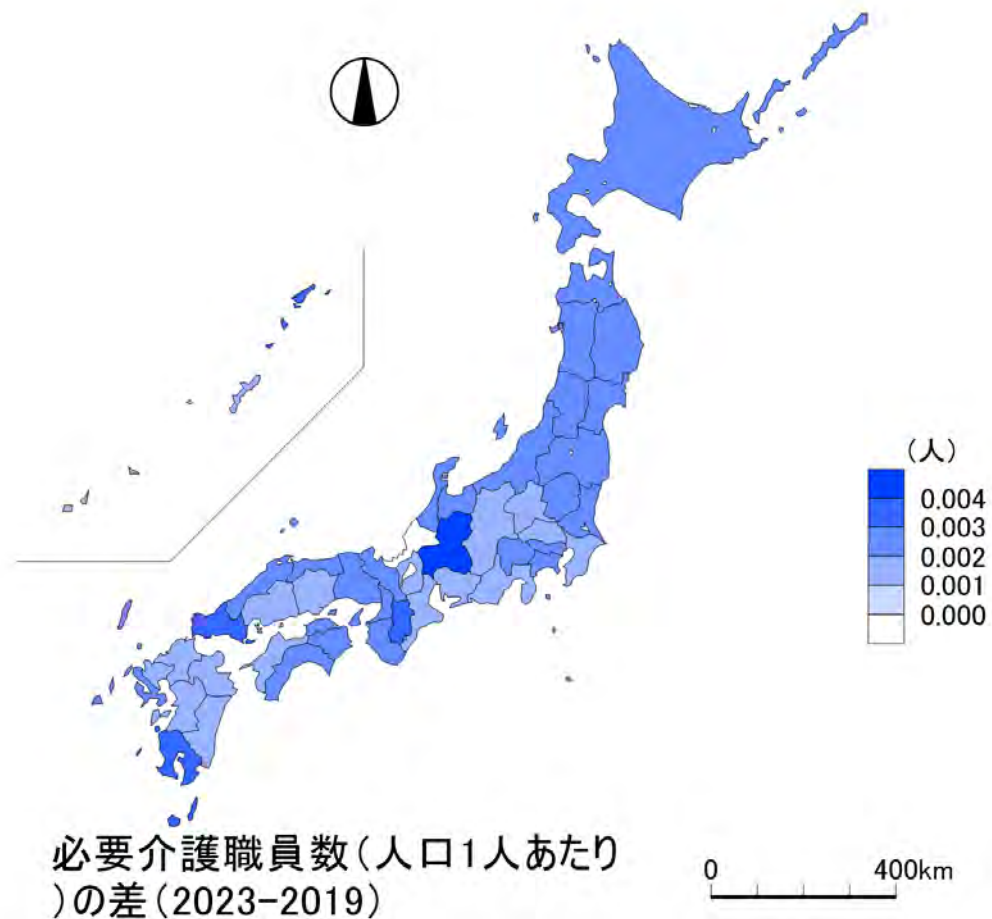


必要数のわりに介護職員数が増えていない

必要介護職員数の都道府県別推移



必要介護職員数の差（2023年～2019年）



地域によって、必要介護職員数の
増え方に差がある

以上のことから

介護職員の必要数は年々増加しているが、必要数のわりに介護職員数が増えていない



介護産業は労働力不足である

**介護産業において最低賃金と共に平均賃金が上昇しているのに、
労働力不足であるのはなぜか**

先行研究

～介護産業における労働力不足について～

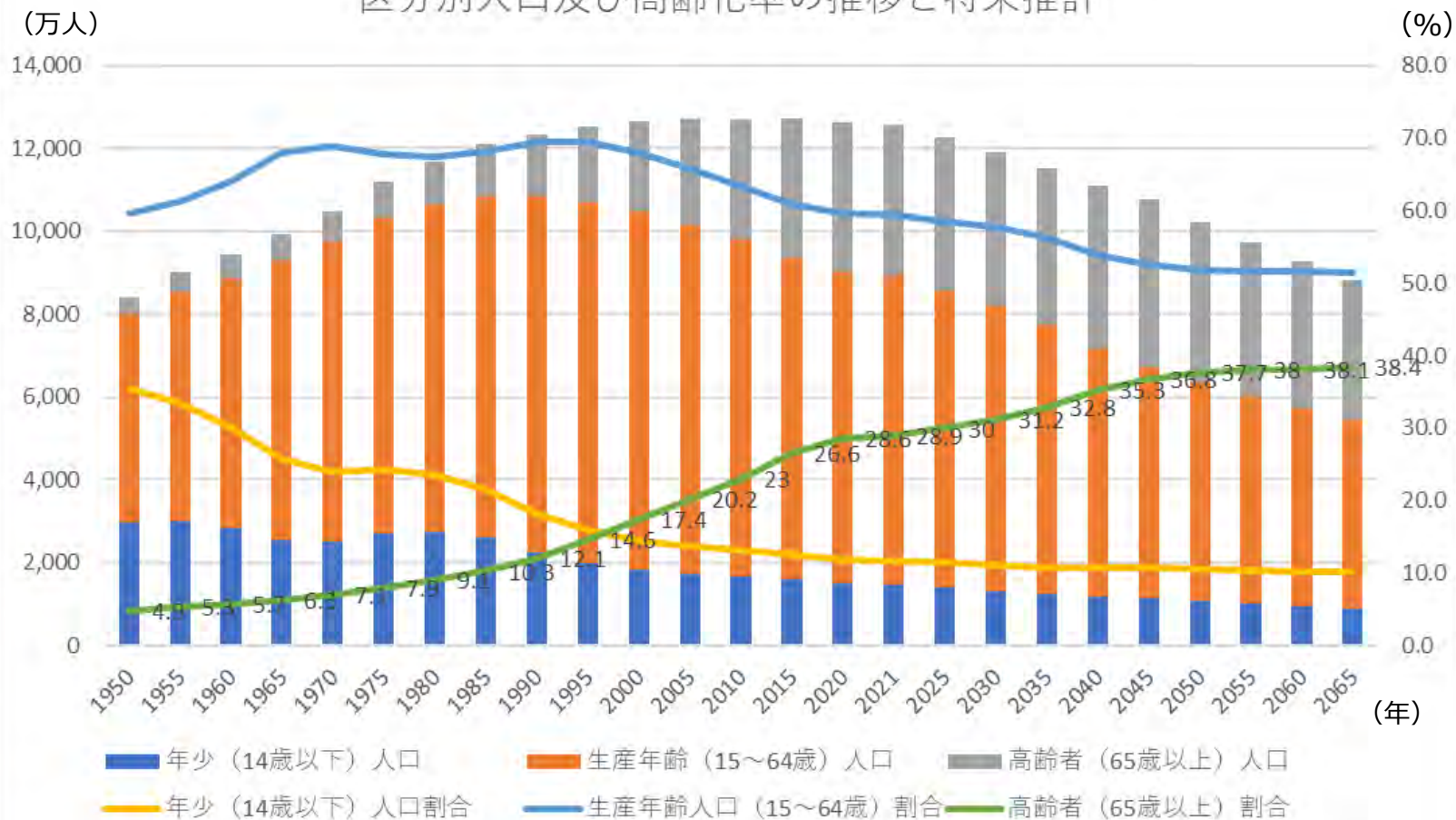


介護産業における労働力不足の要因

- 社会構造の変化
- 介護職員の流動性
- 賃金

社会構造の変化（急激な高齢化）

区分別人口及び高齢化率の推移と将来推計



高齢者人口は増加しており、生産年齢人口は減少している

↓

少子高齢化が進んでいる

介護職員の流動性



介護職員の採用率は低下傾向にあるが、全産業計と比べてやや高い水準となっている

介護職員の流動性



介護職員の離職率は低下傾向にあるが、全産業計と比べてやや高い水準となっている

賃金

全産業平均賃金と介護職平均賃金の推移

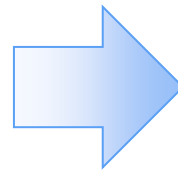


すべての年代において、
全産業平均賃金よりも介護職平均賃金のほうが低
くなっている

まとめ

<介護産業の労働力不足の要因>

社会構造の変化：少子高齢化が進んでいる
介護職員の流動性：全産業計と比べて採用率、
離職率共にやや高い
賃金：全産業平均賃金と比べて低い



改善の余地がある要因：賃金、介護職員の流動性
改善が難しい要因：社会構造の変化

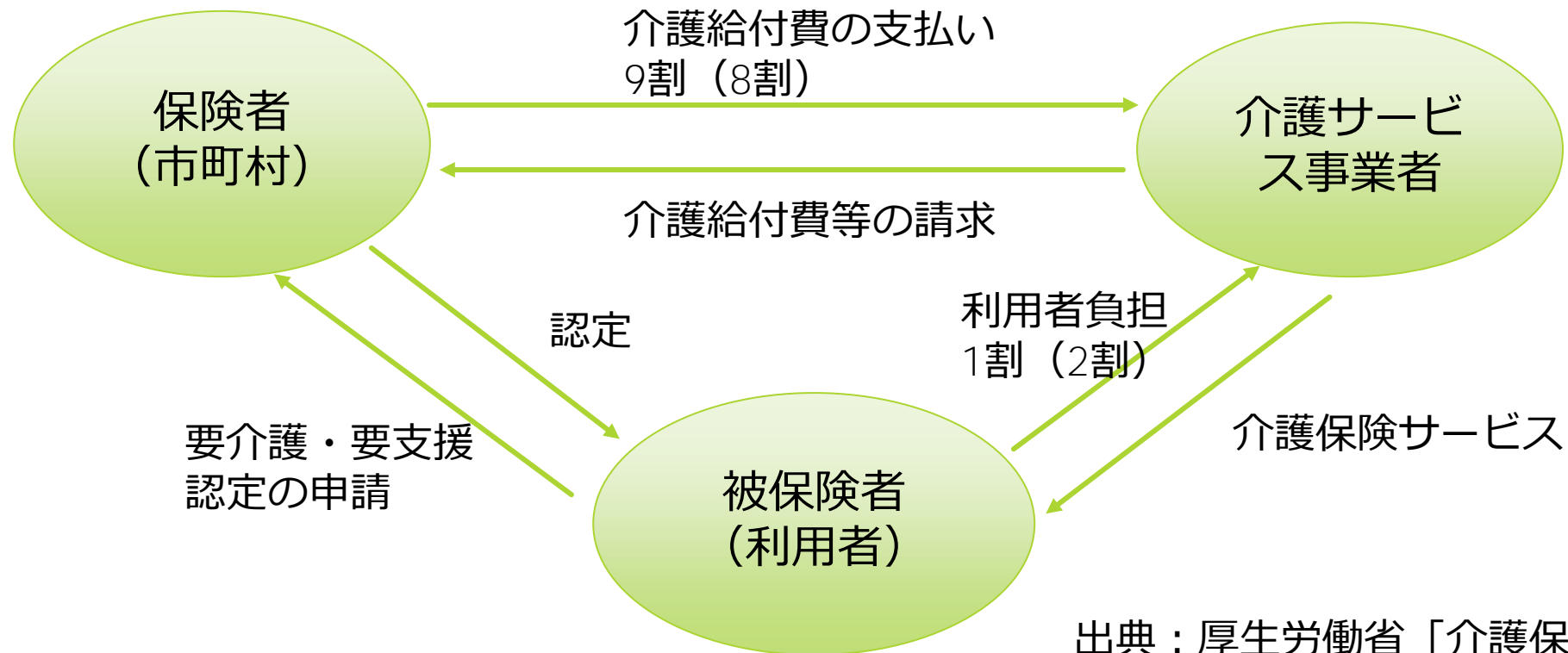
→ **賃金、介護職員の流動性**に着目する

介護職員の賃金と流動性



介護職員の賃金

介護保険制度：介護を必要とする高齢者とその家族を社会全体で支える仕組み



出典：厚生労働省「介護保険制度について」

<介護保険制度と介護報酬>

介護保険制度で定められている介護報酬 = 介護職員の収入

介護報酬の財源：介護保険料と公費（50%：50%）

介護保険料・・・40歳以上の健康保険の加入者が支払うもの

以上のことから

介護産業サービス価格が公定で、一定期間内（3年に一度改定）固定されている



価格によって需要と供給を調整するのは難しい



規制産業であるがゆえに価格調整メカニズムが働いていない

介護職員の流動性

- ・ 介護事業所における介護職員の不足感は、平成16年に34.3%であったが、平成22年は50.3%、平成29年は66.6%と、年々上がる一方で、以前より**人材が不足している状況**である。
- ・ いくら職員を確保したとしても職員の**定着・維持できない**と恒常的に人材不足は続く。



離職率について考える

介護職員の賃金と流動性の関係

賃金が離職率に与える影響に着目した先行研究

- ・他職種もしくは同職種の賃金と比較した介護従事者の賃金が高いほど、介護事業所の離職率にマイナスの影響を与えているか
- ・介護従事者の相対賃金が事業所離職率に与える影響について地域的な違いがあるか



相対賃金が事業所離職率に与える影響を介護従事者の職種別・就業形態別に分析

論文で有意な結果を得られたもの

- ・ 介護職員正社員について、相対賃金が高いほど事業所離職率を減少させる
- ・ 介護職員正社員について、相対賃金が事業所離職率に与える影響は地域間の違いがある

回帰分析の手法（全国）

花岡智恵「賃金格差と介護従事者の離職」を参考にして、他職種もしくは同職種の賃金と比較した介護従事者の賃金が高いほど、介護事業所の離職率にマイナスの影響を与えているか年度を最新にして回帰分析を行った。

- ・ 介護職員の離職率=切片 + 係数×相対賃金
- ・ 観測数：517
- ・ 介護労働安定センター「平成24年度～令和4年度 介護労働実態調査」

※介護従事者 i の相対賃金 =

介護従事者 i の賃金の対数値 - 介護従事者 i が他職種もしくは同職種に就業した場合の期待賃金の対数値

Schumacher, E.J. (1997) "Relative Wages and Exit Behavior Among Registered Nurses,"
Journal of labor research, Vol. 18, No. 4, pp. 581-592. **に基づく**

回帰分析（全国）

概要								
回帰統計								
重相関 R	0.417794							
重決定 R2	0.174552							
補正 R2	0.172949							
標準誤差	2.478662							
観測数	517							
分散分析表								
	自由度	変動	分散	観測された分散比	有意 F			
回帰	1	669.077	669.077	108.9034	2.94E-23			
残差	515	3164.039	6.143765					
合計	516	3833.116						
	係数	標準誤差	t	P-値	下限 95%	上限 95%	下限 95.0%	上限 95.0%
切片	11.04741	0.411154	26.86926	4.70E-100	10.23966	11.85516	10.23966	11.85516
相対賃金	-44.7653	4.289643	-10.4357	2.94E-23	-53.1927	-36.338	-53.1927	-36.338

$$\text{離職率} = 11.0 + (-44.8) \times \text{相対賃金}$$

(t値: -10.4)

回帰分析の手法（都道府県別）

花岡智恵「賃金格差と介護従事者の離職」を参考にして、他職種もしくは同職種の賃金と比較した介護従事者の賃金が高いほど、介護事業所の離職率にマイナスの影響を与えているか年度を最新にして回帰分析を都道府県別に行った。

- ・ 介護職員の離職率=切片+係数×相対賃金
- ・ 観測数：11×47都道府県（517）
- ・ 介護労働安定センター「平成24年度～令和4年度 介護労働実態調査」

※介護従事者 i の相対賃金=

介護従事者 i の賃金の対数値－ 介護従事者 i が他職種もしくは同職種に就業した場合の期待賃金の対数値

Schumacher, E.J. (1997) "Relative Wages and Exit Behavior Among Registered Nurses,"
Journal of labor research, Vol. 18, No. 4, pp. 581-592. **に基づく**

回帰分析 (都道府県別)

	切片	係数	t値	補正R2
福島県	17.16163	3.63E+01	1.206635	0.043608
鳥取県	15.79227	2.89E+01	0.522422	-0.07841
山形県	12.78627	18.80346	0.383565	-9.32E-02
山梨県	16.06548	9.76E+00	0.275149	-0.10184
徳島県	14.38422	-3.12E+00	-0.07004	-0.11051
沖縄県	20.21449	-8.03E+00	-0.16327	-0.10783
秋田県	11.66814	-11.7615	-0.34072	-0.09696
愛知県	15.95713	-1.38E+01	-0.87975	-0.02313
島根県	11.04065	-2.09E+01	-0.5868	-0.07017
香川県	13.11083	-2.14E+01	-1.24354	0.051809
長野県	11.31556	-2.32E+01	-0.60011	-0.06836
富山県	10.76317	-2.34E+01	-0.60963	-0.06705
愛媛県	12.83255	-2.37E+01	-0.69663	-0.05426
三重県	13.13639	-2.44E+01	-0.76337	-0.04354
山口県	12.37439	-2.54E+01	-0.9033	-0.01875
東京都	11.5477	-2.90E+01	-2.19101	0.275389
千葉県	14.31013	-3.27E+01	-1.31334	0.067586
静岡県	11.40503	-3.34E+01	-3.04143	0.452065
岩手県	9.956015	-34.844	-0.85884	-0.02695
長崎県	11.23007	-3.57E+01	-1.24224	0.051519
新潟県	8.837797	-4.00E+01	-2.04089	0.240423
石川県	9.180991	-4.06E+01	-1.23531	0.04997
神奈川県	11.89458	-4.16E+01	-2.9018	0.425962

係数順

有意な結果→赤

回帰分析（都道府県別）

	切片	係数	t値	補正R2
大阪府	12.83087	-4.18E+01	-2.09783	0.25378
大分県	11.18906	-4.31E+01	-0.69996	-0.05375
宮城県	9.816728	-47.4617	-2.4622	0.336096
鹿児島県	12.95781	-48.0333	-2.67929	0.381899
京都府	9.331034	-5.07E+01	-2.17227	0.271072
福井県	8.433611	-52.6463	-1.73199	0.166651
和歌山県	12.43594	-5.27E+01	-1.3123	0.06735
奈良県	10.62401	-5.39E+01	-1.51486	0.114636
岡山県	9.053473	-56.3485	-3.4035	0.514182
兵庫県	10.6201	-58.8413	-2.51835	0.348197
栃木県	9.128184	-63.9169	-1.60672	0.136558
埼玉県	12.27673	-64.0085	-3.07062	0.457368
茨城県	8.786532	-65.9992	-3.58468	0.542333
熊本県	9.937878	-68.2337	-2.32198	0.30515
宮崎県	11.08065	-72.9541	-2.21927	0.281875
岐阜県	9.103456	-74.8239	-2.75845	0.397917
福岡県	8.110104	-82.9524	-4.3882	0.646097
青森県	6.449122	-85.5561	-3.53904	0.535419
群馬県	6.888051	-87.5574	-3.47473	0.525476
広島県	5.422146	-89.1765	-3.48911	0.52772
高知県	8.471448	-90.7504	-1.71783	0.163245
北海道	7.954652	-95.9479	-3.0758	0.458305
佐賀県	-1.41613	-173.201	-3.08927	0.46073
滋賀県	-10.8063	-3.32E+02	-1.06268	0.012763

係数順

有意な結果→赤

回帰分析の結果

- ・介護職員正社員の相対賃金が事業所離職率に負の影響を及ぼす
- ・介護職員正社員の相対賃金が事業所離職率に与える影響は地域間の違いがある



介護職員正社員の賃金を上昇させると介護職員の離職率が減少する



労働力不足解消につながる



賃金を上げる政策が必要

政策

～賃金を上げる政策提案～



解決すべき課題

<賃金データ公表により生じるであろう課題>

介護職員の賃金データを公表することで、他産業との賃金の差が明らかになり、他産業への転職率が上がる

<これまでの研究で分かった課題>

最低賃金と介護産業の平均賃金が上がっているのに労働力不足が改善されていない



他の産業に移っていかないようにする新たな賃上げ政策を導入する必要がある

特定最低賃金を適用する

介護職員に特定最低賃金を適用し、他産業との賃金の差を埋める

特定最低賃金とは

- ・ 特定の産業または職業について設定される最低賃金
- ・ 関係労使の申出に基づき、最低賃金審議会の調査審議を経て、地域別最低賃金よりも金額の高い最低賃金を定めることが必要と認められた場合に決定される。

具体的な賃上げ方法

この3つの産業の中で最も賃金が高い産業の平均賃金に介護職員の賃金を合わせる

<得られる効果>

他産業への流出が減少し、労働力不足解消につながる

具体的な金額（都道府県別）

- ・各都道府県の飲食・宿泊業や卸売・小売業、製造業の中で最も賃金が高い産業の平均賃金→A
- ・各都道府県の介護職の平均賃金→B
- ・介護職員の所定内労働時間→C
- ・各都道府県の加算分→D

$$(A-B) \div C = D$$

- ・介護職員の平均賃金を時間給に換算したもの→E

$$B \div C = E$$

$$D + E = \text{特定最低賃金}$$

都道府県	特定最低賃金	都道府県	特定最低賃金	都道府県	特定最低賃金	都道府県	特定最低賃金
北海道	1740	東京都	2369	滋賀県	2112	愛媛県	1810
青森県	1612	神奈川県	2329	京都府	2187	香川県	1771
岩手県	1630	新潟県	1780	大阪府	2174	高知県	1691
宮城県	1816	富山県	1791	兵庫県	2108	福岡県	1907
秋田県	1529	石川県	1912	奈良県	1875	佐賀県	1777
山形県	1709	福井県	1830	和歌山県	1896	長崎県	1711
福島県	1822	山梨県	1991	鳥取県	1605	熊本県	1870
茨城県	2090	長野県	1933	島根県	1773	大分県	1764
栃木県	2006	岐阜県	1945	岡山県	1890	宮崎県	1564
群馬県	1943	静岡県	1999	広島県	1963	鹿児島県	1790
埼玉県	1975	愛知県	2221	山口県	2057	沖縄県	1541
千葉県	2126	三重県	2176	徳島県	1872		

出典：介護労働安定センター「令和3年度介護労働実態調査」、厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」、厚生労働省 第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数(都道府県別)

政策の予算

飲食・宿泊業や卸売・小売業、製造業の中で最も賃金が高い産業の平均賃金→A

介護職の平均賃金→B

必要総介護職員数→C

(A-B) × C × 12 (か月)

各都道府県別で計算

特定最低賃金を適用した場合、
1か月1人当たりに必要な金額

47都道府県分を足したもの→2,246,912,745,324 (円)

出典：介護労働安定センター「令和3年度介護労働実態調査」、厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」
厚生労働省 第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数(都道府県別)

財源

介護保険納付年齢の引き下げ（30歳まで）

介護保険料負担額の増加（40歳～64歳）

介護保険納付年齢の引き下げ（30歳まで）

2,328,460人（必要総介護職員数）× 月賃上げ額 × 12 = 2,246,912,745,324（差を埋めるために必要な30代の保険料負担額）

30代就業者数（2020年）→9,805,792 人

30代保険料一人当たり = 19,096（円）

※就業者：調査期間中、収入を伴う仕事を少しでもしたもの

30代保険料が一人当たり19,096円だと30代だけが支払う保険料が多くなってしまふ



30~64歳が支払う介護保険料負担額を同額にする（40~64歳が支払う介護保険料負担額の増加）

30~64歳の一人当たり保険料

2023年に40~64歳が支払う保険料→3,750,000,000,000円（令和5年度 介護納付金予算額）

30~64歳就業者数（2020年）→40,354,830人

3,750,000,000,000（円） + 2,246,912,745,324（円） = 5,816,912,745,324（円）

30~64歳の保険料 × 40,354,830（人） × 12（か月） = 5,816,912,745,324（円）

30~64歳の保険料（一人当たり） = 12,013円

財源の算出方法

例) 2023年

特定最低賃金の適用により、第二号被保険者（30~64歳）の保険料は、
一人当たり**12,013 円**（ひと月）となる。

30~64歳就業者数（2020年）→40,354,830 人

$$12,013 \text{ (円)} \times 40,354,830 \text{ (人)} \times 12 \text{ (か月)} = \underline{\underline{5,816,943,718,080 \text{ (円)}}}$$

財源のシュミレーション（2023年～2052年）

30～64歳の保険料12,013円をもとに、2023年から2052年の財源確保のシュミレーションをする。（複利計算）

※例年の上昇率を参考に、保険料は毎年2.7%上昇とする。

※2015年と2020年の就業者数の変化を参考に、30～64歳の就業者数は毎年1%減少とする。

物価上昇率は3%とする

→長い間約3%となっており、これからも続くと予想されているから

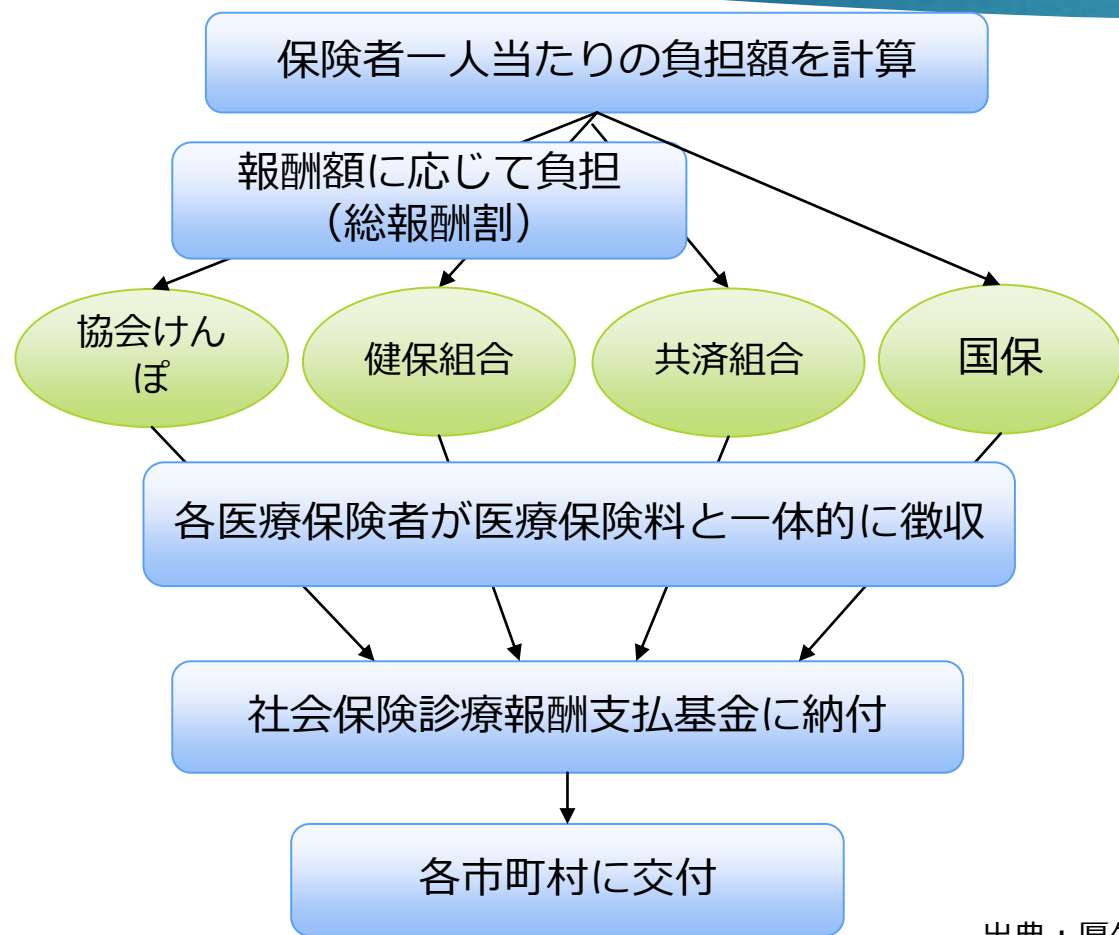
$$n\text{年後の30～64歳から徴収する保険料（1年）} = \frac{\{(12,013 \times 1.027^n) \times (30\sim64\text{歳就業者数} \times 0.99^n) \times 12\}}{(1 + 0.03)^n}$$

30~64歳から徴収する保険料

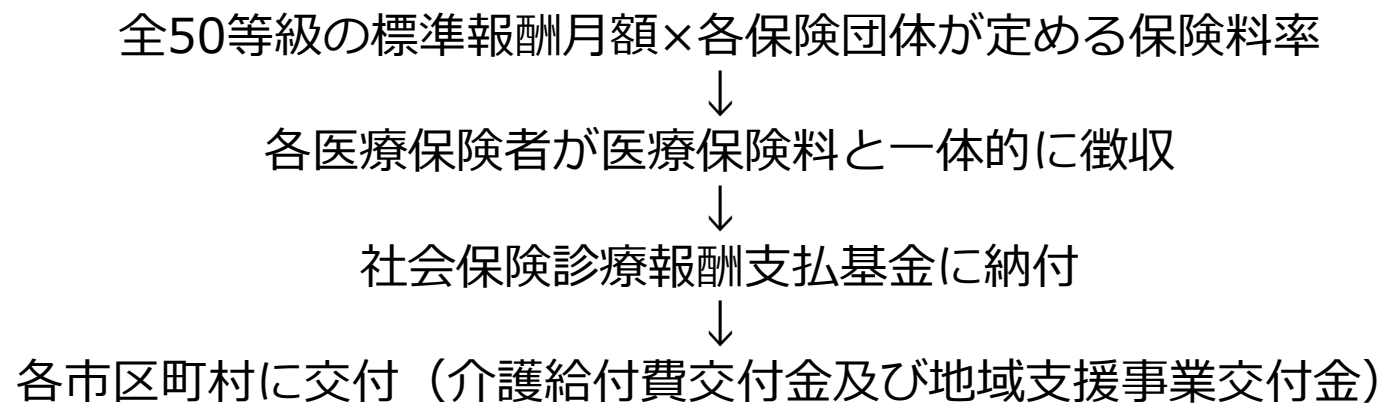
単位：円

2023	2024	2025	2026	2027
5,817,390,873,480	5,742,442,546,401	5,668,459,815,731	5,595,430,241,211	5,523,341,542,861
2028	2029	2030	2031	2032
5,452,181,598,906	5,381,938,443,743	5,312,600,265,929	5,244,155,406,193	5,176,592,355,474
2033	2034	2035	2036	2037
5,109,899,752,991	5,044,066,384,329	4,979,081,179,552	4,914,933,211,346	4,851,611,693,176
2038	2039	2040	2041	2042
4,789,105,977,479	4,727,405,553,866	4,666,500,047,361	4,606,379,216,654	4,547,032,952,377
2043	2044	2045	2046	2047
4,488,451,275,408	4,430,624,335,190	4,373,542,408,076	4,317,195,895,692	4,261,575,323,327
2048	2049	2050	2051	2052
4,206,671,338,336	4,152,474,708,570	4,098,976,320,819	4,046,167,179,288	3,994,038,404,075

徴収方法・分配方法



第2号被保険者と同じ



政策比較



政府が検討する財源確保策

65歳以上の介護保険料

厚生労働省は65歳以上の介護保険料に関して、2024年度から所得上位層での引き上げを検討する。厚労省が6日の社会保障審議会（厚労相の諮問機関）の介護保険部会で、層での引き上げを検討する。給与や配当、年金など年間の合計所得410万円以上を目安とする案があり、その場合は高齢者人口の4%にあたる140万人ほどが対象となる。所得が多い高齢者の負担増分を財源として世帯全員が住民税非課税の低所得者の保険料を引き下げ、対象は1300万人で高齢者人口の35%を占める。

所得410万円以上 引き上げを検討

来年度、対象140万人

厚労省が6日の社会保障審議会（厚労相の諮問機関）の介護保険部会で、層での引き上げを検討する。給与や配当、年金など年間の合計所得410万円以上を目安とする案があり、その場合は高齢者人口の4%にあたる140万人ほどが対象となる。所得が多い高齢者の負担増分を財源として世帯全員が住民税非課税の低所得者の保険料を引き下げ、対象は1300万人で高齢者人口の35%を占める。

負担を引き下げれば公費負担も一定程度抑制できるとの期待もある。

いまの所得410万円以上の介護保険料は標準額の1・7倍だが、今回の厚労省案には合計所得によって4段階で標準額の1・8、1・2・6倍に増やす考え方を盛り込んだ。

金額では最大で月1万1426円となり、現在の最大負担額より1200円ほど高くなる。

現在は65歳以上の介護保険料は所得によって段階的に増える仕組みで、厚労省が定める9段階の目安をベースに各市区町村が決める。厚労省は6日の会合で所得上位の層を細分化して全体で13段階に改める例を示す。

- ・厚生労働省は65歳以上の介護保険料に関して、2024年度から所得上位層での引き上げを検討する。
- ・年間の合計所得410万円以上を目安とする案がある。(140万人ほどが対象となる)
- ・高齢化に伴って伸びる介護費の財源確保策の一環と位置づける。



私たちが考える財源確保策とは異なる

納付年齢の引き下げや負担額増加にする理由

応能原則：個人が有する「能力（担税力）」に応じて納税する

- ・ 65歳以上（所得上位層）が支払う保険料の増額 → **応能原則**・**応益原則**
- ・ 介護保険納付年齢引き下げ（30歳まで）
- ・ 介護保険料負担額の増加（40歳～64歳）

応能原則・**応益原則**



応益原則：国家が提供する便益に応じてその費用提供に要する費用を納税する

現在30~64歳の人でも将来介護を受けることになるため、応益原則に基づき、「介護保険納付年齢を引き下げ（30歳まで）」や「介護保険料負担額の増加（40歳～64歳）」によって政策に充てる財源を設ける

財源と賃上げ額の比較

<政府>

・政府案の「介護職月6000円賃上げ」では、65歳以上の所得上位層の介護保険料引き上げによる増加分を財源に充てる

2,328,460人（必要総介護職員数）× 6000円（月賃上げ額） = 13,970,760,000(円)

引き上げの対象となる65歳以上の所得上位層→140万人

介護職員の賃上げに必要な65歳以上の所得上位層の保険料増加分（一人当たり） = 9,980(円)

月賃上げ額 = 6,000(円)

政策の比較

<私たちの考えた政策>

- ・ 特定最低賃金適用では、介護納付年齢の引き下げた（30歳まで）場合の増加分を財源に充てる

2,328,460人（必要総介護職員数）× 月賃上げ額 × 12 = 2,246,912,745,324（差を埋めるために必要な30～64歳の保険料負担額）

30～64歳就業者数（2020年）→40,354,830 人

差を埋めるために必要な30～64歳保険料一人当たりの増加分 = 4,639（円）

全国平均月賃上げ額 = 80,415（円）

政策の比較のまとめ

政策 (介護職6000円賃上げ)

- ・ 65歳以上の所得上位層の保険料の増加分
(一人当たり) = 9,980円
- ・ 介護職員の月賃上げ額 = 6,000円

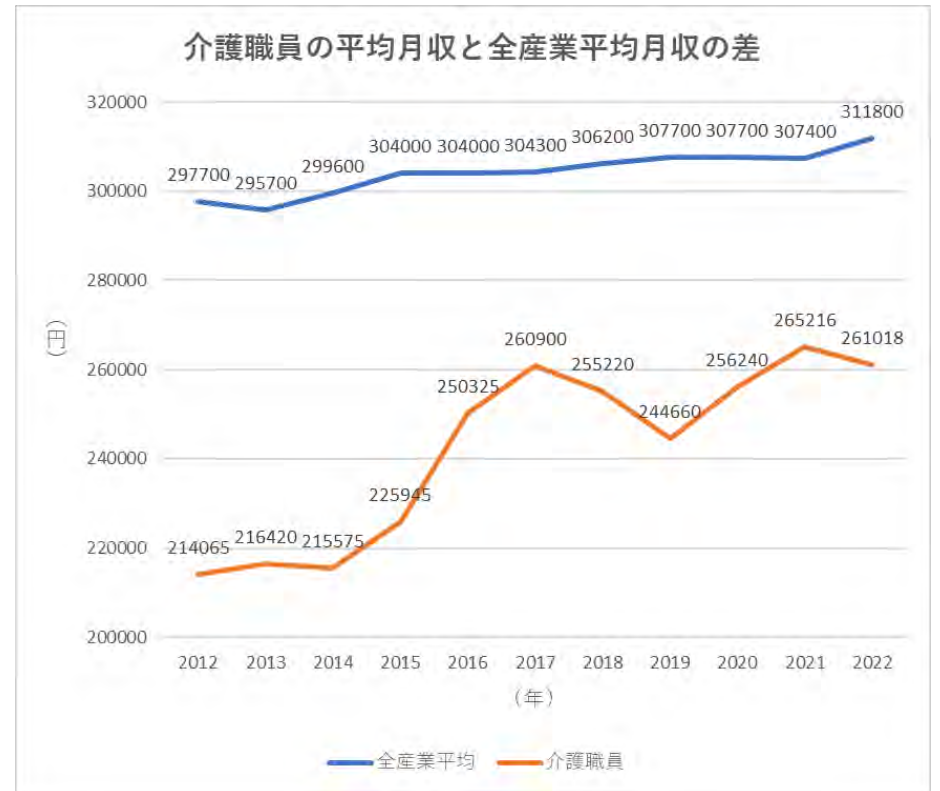


私たちの考えた政策 (介護産業に特定最低賃金適用)

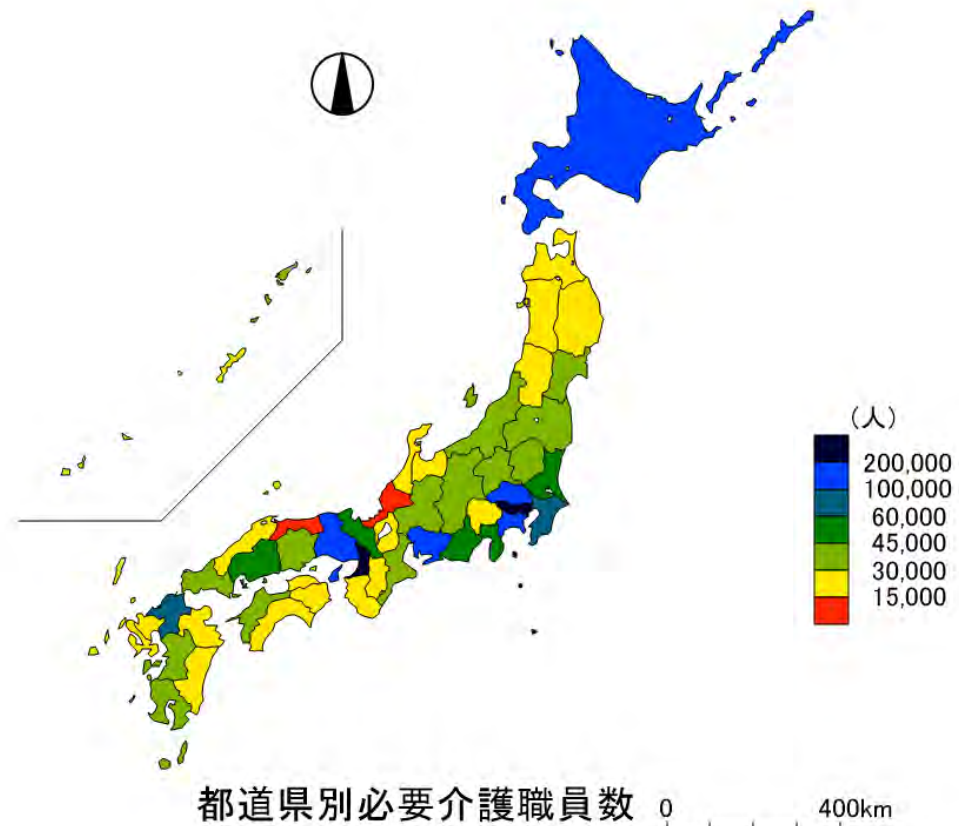
- ・ 30~64歳の介護保険料負担額の増加分
(一人当たり) = 4,639円
- ・ 介護職員の月賃上げ額 = 80,415円

賃上げ額を6000円より高くする理由

- ・全産業平均よりも介護職員の平均月収は大きく下回っているため、**月6000円賃上げでは足りない**=人材確保に繋がらない。
- ・飲食・小売や製造業の賃上げが広がり、よりよい待遇を求めて転職する人が増えているため、**6000円の賃上げでは介護産業からの人材流出は減らない**のではないかと懸念されている。
- ・全国老人保健施設協会の会長は、「介護現場では他産業への人材流出が危機的な状況」と訴え、**月6000円の賃上げでは足りない**と強調している。

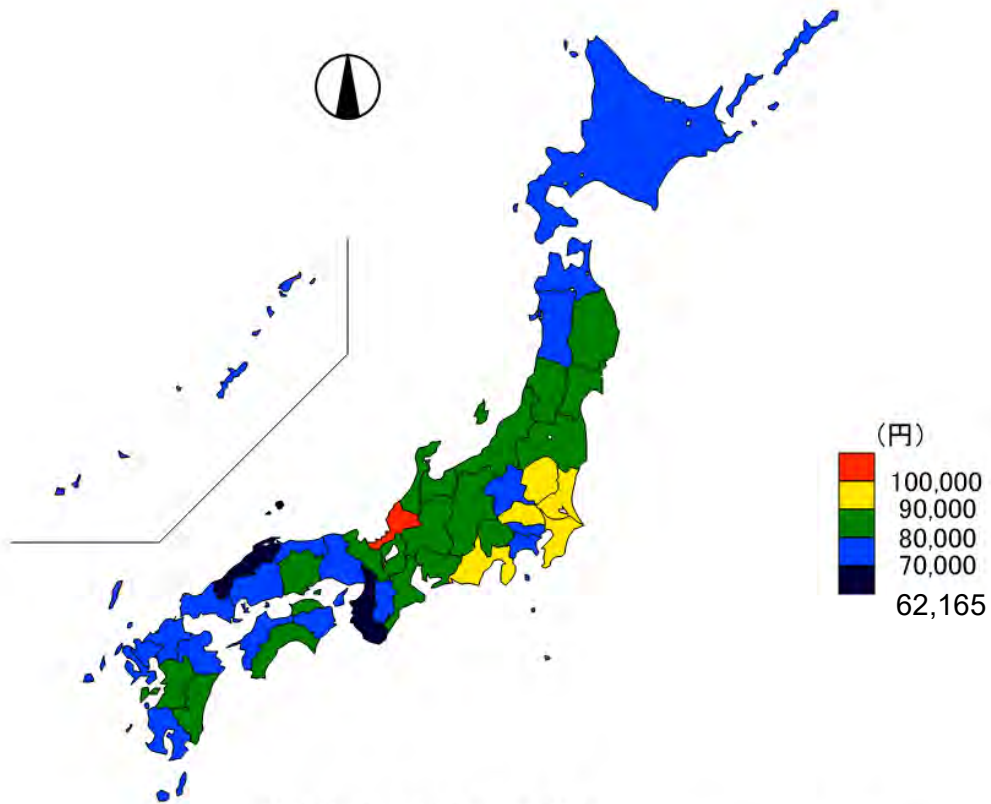


都道府県別必要介護職員数



福井県と鳥取県は必要介護職員数が少ない

都道府県別賃上げ額



都道府県別賃上げ額

0 400km

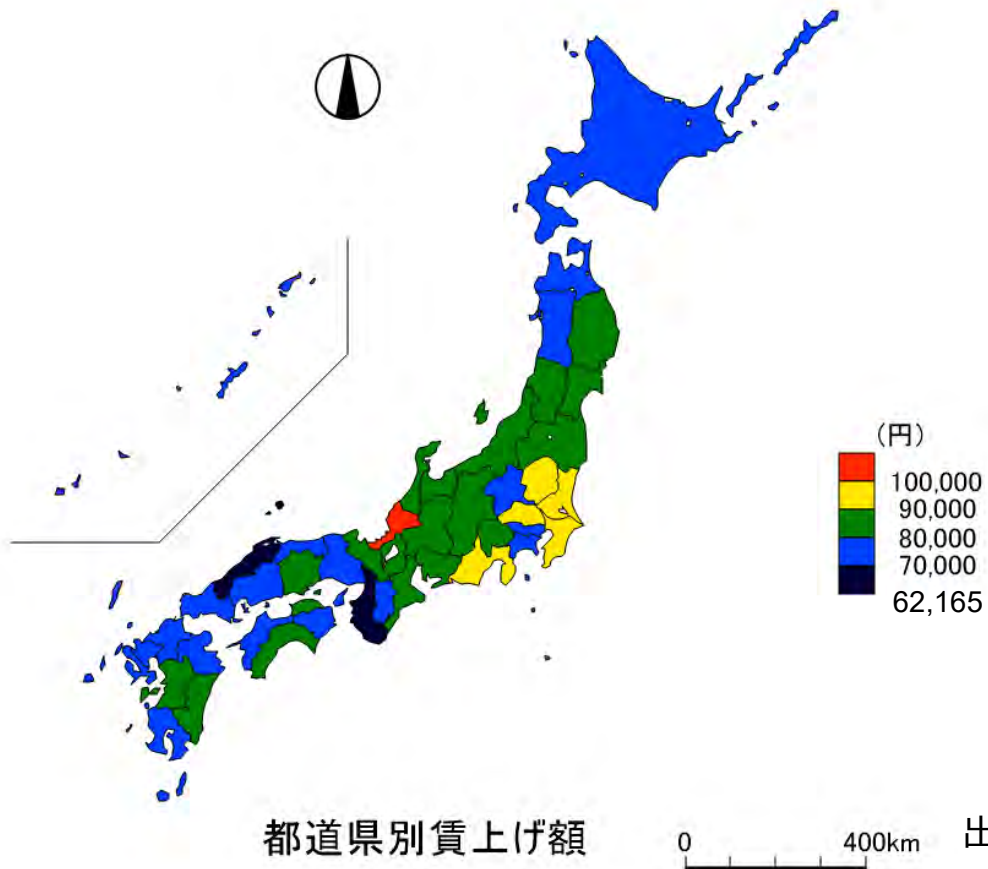
$$\frac{30代の保険負担額 \times \frac{\text{都道府県別の第1号被保険者数}}{\text{全国の第1号被保険者数}}}{\text{都道府県別の必要介護職員数}} \div 12(\text{か月})$$

どの県においても6000円より高い賃上げ額
になっている。

出典：厚生労働省 介護保険事業状況報告(暫定)

厚生労働省 第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数(都道府県別)

都道府県別賃上げ額



・福井県は必要数が少ないため、一人当たりの賃上げ額が高くなる。

(鳥取県の場合、鳥取県の第1号被保険者の割合が少ないため賃上げ額は低い)

出典：厚生労働省 介護保険事業状況報告(暫定)
厚生労働省 第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数(都道府県別)

政府の政策案の問題点

<政府の介護職月6000円賃上げ案の問題点>

- ・ 6000円の賃上げでは労働力不足解消につながらない



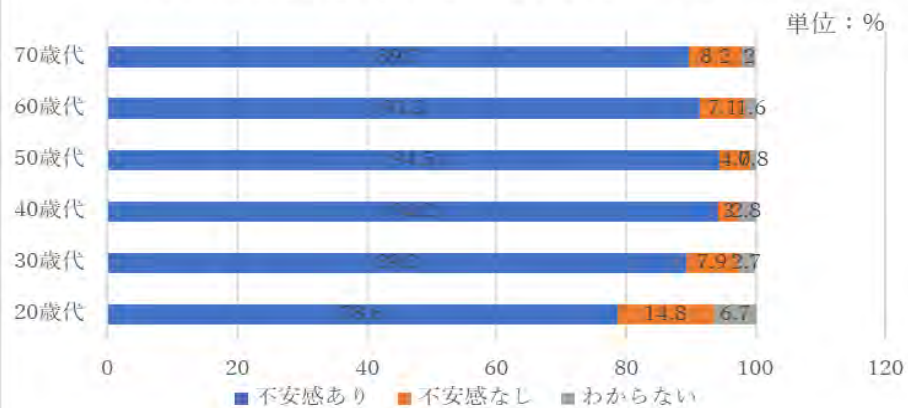
政府の案ではなく、私たちが考えた政策案を採用すべきである

懸念点

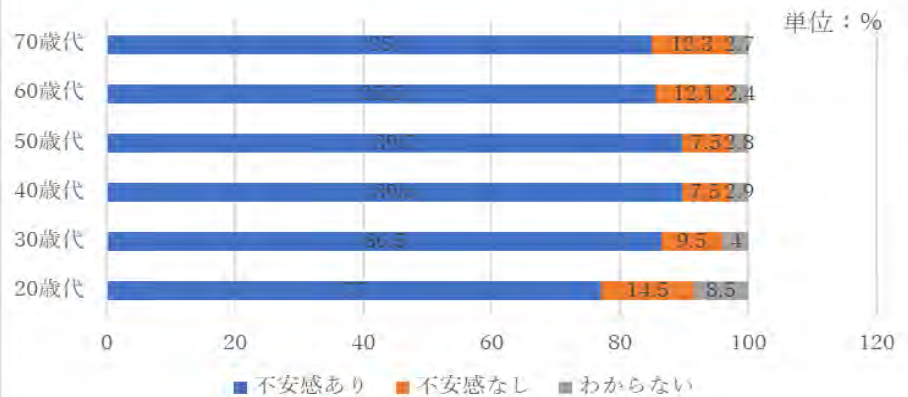
- ・ 保険料納付年齢引き下げにより批判の声が生まれるのではないか

将来の介護に対する不安

自分の介護に対する不安(女性・年齢別)



自分の介護に対する不安(男性・年齢別)



30代の介護に対する不安は男女ともに80%を超える

投票率についての先行研究

- ・ 少子高齢化社会では、高齢者層の政治への影響力が増大する
- ・ 政治家は、投票所に足を運ぶ可能性が高い高齢者の利益を重視することになる
- ・ 社会保障や税に関する既得権益に配慮した政策が優先される

出典：Casey B. Mulligan and Xavier Sala-i-Martin, "Gerontocracy, Retirement, and Social Security," NBER Working Paper, No.7117, May, 1999, <https://www.nber.org/papers/w7117>

小田桐確 「将来世代の人権保障とシルバー民主主義」人権を考える 第23号 2020年3月

投票率

年	1967	1969	1971	1976	1979	1980	1983	1986	1990
回	31	32	33	34	35	36	37	38	39
10歳代									
20歳代	66.69	59.61	61.89	63.5	57.83	63.13	54.07	56.86	57.76
30歳代	77.88	71.19	75.48	77.41	71.06	75.92	68.25	72.15	75.97
40歳代	82.07	78.33	81.84	82.29	77.82	81.88	75.43	77.99	81.44
50歳代	82.68	80.23	83.38	84.57	80.82	85.23	80.51	82.74	84.85
60歳代	77.08	77.7	82.34	84.13	80.97	84.84	82.43	85.66	87.21
70歳代以上	56.83	62.52	68.01	71.35	67.72	69.66	68.41	72.36	73.21
全体	73.99	68.51	71.76	73.45	68.01	74.57	67.94	71.4	73.31

年	1993	1996	2000	2003	2005	2009	2012	2014	2017	2021
回	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
10歳代									40.49	43.21
20歳代	47.46	36.42	38.35	35.62	46.2	49.45	37.89	32.58	33.85	36.5
30歳代	68.46	57.49	56.82	50.72	59.79	63.87	50.1	42.09	44.75	47.12
40歳代	74.48	65.46	68.13	64.72	71.94	72.63	59.38	49.98	53.52	55.56
50歳代	79.34	70.61	71.98	70.01	77.86	79.69	68.02	60.07	63.32	62.96
60歳代	83.38	77.25	79.23	77.89	83.08	84.15	74.93	68.28	72.04	71.43
70歳代以上	71.61	66.88	69.28	67.78	69.48	71.06	63.3	59.46	60.94	61.96
全体	67.26	59.65	62.49	59.86	67.51	69.28	59.32	52.66	53.68	55.93

30代の投票率は低い
↓
政策が施行しやすい

出典：総務省「衆議院議員総選挙における年代別投票率の推移」

投票率

年	1967	1969	1971	1976	1979	1980	1983	1986	1990
回	31	32	33	34	35	36	37	38	39
10歳代									
20歳代	66.69	59.61	61.89	63.5	57.83	63.13	54.07	56.86	57.76
30歳代	77.88	71.19	75.48	77.41	71.06	75.92	68.25	72.15	75.97
40歳代	82.07	78.33	81.84	82.29	77.82	81.88	75.43	77.99	81.44
50歳代	82.68	80.23	83.38	84.57	80.82	85.23	80.51	82.74	84.85
60歳代	77.08	77.7	82.34	84.13	80.97	84.84	82.43	85.66	87.21
70歳代以上	56.83	62.52	68.01	71.35	67.72	69.66	68.41	72.36	73.21
全体	73.99	68.51	71.76	73.45	68.01	74.57	67.94	71.4	73.31

年	1993	1996	2000	2003	2005	2009	2012	2014	2017	2021
回	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
10歳代									40.49	43.21
20歳代	47.46	36.42	38.35	35.62	46.2	49.45	37.89	32.58	33.85	36.5
30歳代	68.46	57.49	56.82	50.72	59.79	63.87	50.1	42.09	44.75	47.12
40歳代	74.48	65.46	68.13	64.72	71.94	72.63	59.38	49.98	53.52	55.56
50歳代	79.34	70.61	71.98	70.01	77.86	79.69	68.02	60.07	63.32	62.96
60歳代	83.38	77.25	79.23	77.89	83.08	84.15	74.93	68.28	72.04	71.43
70歳代以上	71.61	66.88	69.28	67.78	69.48	71.06	63.3	59.46	60.94	61.96
全体	67.26	59.65	62.49	59.86	67.51	69.28	59.32	52.66	53.68	55.93

- ・ 1986年
消費税導入法案によって有権者の関心が増加

- ・ 2005年
郵政民営化法案の攻防などをめぐり有権者の関心が増加

しかし、30歳代の投票率は低下傾向

出典：総務省「衆議院議員総選挙における年代別投票率の推移」

結び



結び

- ・介護産業における労働力不足の要因として、
①社会構造の変化 ②介護職員の流動性 ③賃金 がある。
- ・今回は改善余地のがある介護職員の流動性、賃金に着目し、離職率を減少させ、労働力不足解消させるために、賃金を上げる政策を考えた。
- ・30歳まで介護保険納付年齢の引き下げ、40~64歳の介護保険料負担額の増加で財源を確保し、介護職員に特定最低賃金を適用することで賃上げをする。